

# 社会福祉法人新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業及び第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要支援状態又は予防支援状態にある高齢者等（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人新座市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所

(2) 所在地 新座市片山一丁目9番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(1) 保健師その他これに準じる者	1	介護予防支援業務を行い、要支援者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
(2) 社会福祉士その他これに準じる者	2	
(3) 主任介護支援専門員 (主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準じる者	1	
(4) 介護支援専門員	3	

2 管理者は、前項の表中、職種欄に掲げる他の職を兼ねることができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の提供方法、内容、利用料等)

第6条 事業の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 事務所内相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 課題分析の方法 介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領(平成18年3月31日老振発第0331009号)に従って情報収集を行い、独自方式による課題の抽出及び分析を実施する。
- (3) サービス担当者会議開催場所 事務所内相談室等

(4) 居宅訪問の頻度 3箇月に1回以上とし、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、新座市片山、野寺、池田及び道場の区域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 事業所に勤務する従業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに新座市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「社会福祉法人新座市社会福祉協議会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

（相談・苦情への対応）

第9条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「社会福祉法人新座市社会福祉協議会福祉サービスの適正運営に関する取扱要綱」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、新座市若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

（個人情報保護）

第10条 事業所は、利用者の個人情報について個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が作成した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知）並びに社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱（平成22年4月1日）を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持）

第11条 従業者は、個人情報保護に関する法律及び新座市個人情報保護条例

(平成16年新座市条例第22号)並びに社会福祉法人新座市社会福祉協議会個人情報保護要綱を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、次の各号に定めるところにより、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、利用者に対し適切な介護予防支援を提供できるよう業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3箇月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会会長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する。